

児童虐待防止推進月間



提供：厚生労働省

「警察による犯罪被害者支援」の作成，ウェブサイト上での警察の犯罪被害者支援施策の掲載（URL：<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>）等により，犯罪被害者支援に関する国民の理解増進に努めている。

警察による犯罪被害者支援



提供：警察庁

(10) 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

【施策番号226】

ア 内閣府における啓発事業の実施状況については，P103コラム15「犯罪被害者週間の実施」参照

【施策番号227】

イ 地方公共団体に対して，犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等の場等を通じ，犯罪被害者等の参加・協力を得て，犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請している。平成26年度は，犯罪被害者週間の前後を通じて，全国各地で広報啓発事業が実施された（P103コラム15「犯罪被害者週間の実施」参照，<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kou-kei/week/h26/event.html>）。

(11) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

【施策番号228】

ア P99 【施策番号210】参照

【施策番号229】

イ P99 【施策番号210】参照

【施策番号230】

ウ 警察庁においては，広報啓発用の冊子

(12) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

【施策番号231】

ア 警察においては，交通事故の被害者等の実態や惨状等に関する国民の理解増進のため，交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子等の作成・配布や，交通安全の集い等における交通事故被害者等の講演を実施している。平成26年中は，手記を取りまとめた冊子等を約251万部配布するとともに，講演会等を429回実施した。

交通事故被害者等の手記



提供：警察庁

【施策番号232】

イ 都道府県公安委員会による運転者等に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記等を活用するほか、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどにより、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施している。

(13) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

【施策番号233】

内閣府においては、施策推進のための情報提供を行うため、関係省庁の職員、地方公共団体の職員を対象として講演会を実施しているところ、平成27年3月、犯罪被害者を講師に招き、犯罪被害者等の置かれた状況等に関する講演会を開催した。

これまでに開催した講演会の概要は、内閣府犯罪被害者等施策ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/hanzai/joho/event/event.html#sesakukouenkai>) に掲載し、広く一般に情報提供を行っている。

(14) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の増進

【施策番号234】

内閣府においては、犯罪被害者等に関して実施した調査研究について、内閣府犯罪被害

者等施策ホームページに掲載しているほか、地方公共団体職員を対象とする研修会において、犯罪被害者等への理解を深めるよう、当該調査結果を活用した啓発を行っている。

(15) 学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進

【施策番号235】

ア P87 【施策番号167】 参照

【施策番号236】

イ P51 【施策番号63】 参照

【施策番号237】

ウ 文部科学省においては、虐待を含む事件・事故に遭遇した子供の心のケアに関して、教職員の資質向上を図るためのシンポジウムを実施している。また、児童虐待に関して「養護教諭のための児童虐待対応の手引」を作成し、全国の教育機関へ配布している。

本手引書の活用により、養護教諭を始め教職員が児童虐待に対する知見を深め、児童虐待の早期発見、早期対応が可能となることが望まれる。

(16) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護

【施策番号238】

P56 【施策番号74】 参照

(17) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

【施策番号239】

都道府県警察においては、ホームページを開設し、犯罪発生の情勢や不審者に係る情報等の防犯情報を掲載するとともに、ホームページの防犯情報コーナーへのアクセスが容易となるよう、トップページに明示的にリンクを掲げるなど、工夫を行っている。また、防犯対策に係る冊子やチラシ、ビデオをホームページに掲載している。

ホームページ以外での情報提供について

は、都道府県警察において、携帯電話やパソコンのメール機能を活用して、あらかじめ登録した住民に犯罪発生の状況や不審者（声かけ）情報等の身近な情報を発信する取組が行われている。さらに、地元テレビやラジオを通じて、定期的に情報を提供する体制を構築したり、新聞の折込みチラシ等を活用した情報提供を行っている。

なお、これらの犯罪発生情報等を提供するに当たっては、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮している。

(18) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

【施策番号240】

警察においては、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進のため、事故類型や年齢層別など交通事故に関する様々なデータを刊行物や警察庁ホームページ（<http://www.npa.go.jp/koutsuu/index.htm>）等で公表し、その実態等についての周知を図っている。

(19) 交通事故被害者に関する統計の周知

【施策番号241】

内閣府においては、交通安全白書に、「厚生統計の死者数」（交通事故発生後1年以内の死者数）を含め、道路交通事故による交通事故発生件数、死者数及び負傷者数を掲載している。

また犯罪被害者白書でも、「厚生統計の死者数」を第2次基本計画の初年度である平成23年から掲載し、交通事故被害者に関する統計の充実を図っている。